

厚木市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則別表第2（第9条関係）

下水道事業負担金減免基準

対象となる土地		減免率
1 学校用地	(1) 国が設置するもの	75%
	(2) 地方公共団体が設置するもの	75%
	(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に定める学校法人が設置するもの（管理者又は職員の住居に使用する建物の用地又は各種学校を除く。）	60%
2 社会福祉施設及び警察法務収容施設用地	(1) 国が設置するもの	75%
	(2) 地方公共団体が設置するもの	75%
	(3) 国及び地方公共団体以外のものが設置するもの	75%
3 一般庁舎用地	(1) 国及び国の出先機関	50%
	(2) 地方公共団体及びその出先機関	50%
4 企業用財産等	(1) 国の経営する企業用財産（病院を含む。）	25%
	(2) 地方公共団体の経営する企業用財産（病院を含む。）	25%
5 その他の公用財産等用地	(1) 図書館、文化会館、公民館、体育施設及びこれらに準ずる施設（宿舍用地、その他有料であるものを除く。）	50%
	(2) 有料公務員宿舍及びこれに準ずるもの	25%
6 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第3条に規定する境内地	分流区域	80%
	合流区域	50%
7 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第5項に規定する墓地	分流区域	100%
	合流区域	80%

8 私鉄	(1) 踏切用地	100%
	(2) 軌道敷その他各種施設用地	25%
9 地区又は自治会等が所有し、使用する集会場又はこれに類するものの土地	(1) 有料であるもの	50%
	(2) 無料であるもの	75%
10 消防団の使用する消防施設用地		100%
11 公道から公道に通ずるために設けられた公共性のある私道敷		100%
12 特別高圧架空電線下に係る土地		50%
13 生活保護法（昭和25年法律第144号）により生活扶助を受けている者又はこれに準ずる特別の事情があると認められる者が所有し、又は賃借している土地		免除又はその都度状況を調査して決定する。
14 下水道事業のため、土地、物件、金銭等を提供したもの		その都度下水道運営審議会の意見を聴いて寄付物件等の評価額を決定し、差額を徴収する。
15 その他事情に応じ減免することが必要と認められるとき。		その都度下水道運営審議会の意見を聴いて決定する。